

○大江町学校給食費支援事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担すべき学校給食費（以下「学校給食費」という。）に対する負担金（以下「負担金」という。）の交付に関し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担すべき学校給食費を無償化することによって、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 負担金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、町長が特に認めた者はこの限りでない。

- (1) 町内の小中学校に在籍していること。
- (2) 学校給食費に未納がないこと。
- (3) 小学校6年生の児童及び中学校の生徒であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、交付の対象外とする。

- (1) 国、県等からの就学援助費等により、学校給食費相当額の給付を受けている者
- (2) 児童又は生徒が在学する学校等において、学校給食が実施されていない場合

(負担対象及び負担額)

第4条 負担金の交付の対象となる経費及び負担額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 負担の対象となる経費 児童又は生徒の学校給食費（以下「負担対象経費」という。）の年額とする。

- (2) 負担金額 負担額は、負担対象経費のうち、大江町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める額を限度とし、予算の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該要綱で定める負担対象経費に対して、国又は他の地方公共団体等から学校給食費に対する扶助、補助又は援助を受けた場合には、その額を控除した額を負担対象経費とする。

(負担金の交付申請)

第5条 負担金の交付を受けようとする保護者は、その児童生徒が在籍する町内の小中学校の長（以下「校長」）を経由して学校給食費支援事業負担金交付申請書（様式第1号）により教育委員会に対し申請するものとする。

(交付決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、交付の可否を決定（以下「交付決定」という。）する。

- (1) 教育委員会は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、学校給食費支援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により該当者に通知するものとする。

(負担金の交付)

第7条 前条の規定により負担金の交付を受ける保護者は、負担金の受領及び請求に関して、校長を代理人とする。

2 校長に代理受領及び代理請求を委任し、保護者及び校長は学校給食費支援事業負担金交付申請書(様式第1号)の委任状に記入及び押印し、教育委員会に提出しなければならない。

3 委任を受けた校長は、当該保護者に代わって負担金を学校給食費支援事業負担金請求書(概算払・精算払)(様式第3号)により請求し、受領するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 教育委員会は、負担金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した負担金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 学校給食費を納付(過年度分の分割納付を含む。)しなかったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。